

切手を貼る



簡易書留

契約書で、販売会社の住所・会社名・代表者職名・代表者氏名を確認して、書きましょう。



販売店用

切手を貼る



簡易書留

契約書で、信販(クレジット)会社の住所・会社名・代表者職名・代表者氏名を確認して、書きましょう。



信販会社用
(クレジット契約を結んでいる場合のみ)

消費者を守る クーリング・オフ



実際に使える
ハガキ付き

◆困ったときは、最寄の消費生活センターに相談しましょう。

福岡県消費生活センター 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階

TEL 092-632-0999

(相談時間)月~金 9:00~16:30 日曜 10:00~16:00(電話相談のみ)※土曜・祝日はお休みです。

消費者ホットライン

いやや!
(局番なし)

TEL 188 泣き寝入り!

★お住まいの地域の消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。

※ナビダイヤルです。通話料金が発生します。(相談は無料です。)

クーリング・オフできる取引と期間(特定商取引法関係)

クーリング・オフとは、契約してしまっても、一定期間内であれば違約金などを払わずに消費者が一方的に契約を解除できる制度です。

	販売方法	クーリング・オフ期間
訪問販売	家庭訪問・キャッチセールス・アポイントメントセールス SF商法ほか、営業所以外でした契約	8日
電話勧誘販売	業者の電話勧誘によって申込をした契約	8日
連鎖販売取引 (マルチ商法)	友人等に商品を紹介販売し儲ける目的とする商品購入等の契約(店舗での契約を含む。)	20日
特定継続的役務提供	語学教室・エステ・美容医療・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの契約 (店舗での契約を含む。)	8日
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	提供される仕事で収入を得るためにした商品購入等の契約(店舗での契約を含む。)	20日
訪問購入	店舗・営業所以外の場所で、事業者が消費者から買い取る契約(自動車、家庭用電気機械器具、家具、書籍、有価証券、CD等を除く。)クーリング・オフ期間中は、事業者への物品の引渡しを拒むことができる	8日

【注意】

- 1 クーリング・オフ期間の日数は、契約書を受領した日を含みます。
- 2 上記のほかにも、個別法に基づくもの、事業者が自主的に設けているものがあります。

【クーリング・オフができない場合】

- 1 通信販売や店舗での商品購入
- 2 事業者同士の取引
- 3 金額が少額の場合
(現金取引で税込み3千円未満の商品購入、税込み5万円以下の特定継続的役務提供)
- 4 このほかにも、契約期間等で制限があります。



クーリング・オフできなくても業者と交渉できる場合があります。

あきらめず、できるだけ早くお住まいの地域の消費生活センター・相談窓口(ないときは、市町村の消費者行政担当課)に相談しましょう。

支払済の金額がある場合の書き方です。

契約解除通知

契約年月日 ○年 ○月 ○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○円……………
 販売会社名 株式会社○○○ ○○支店
 担当者 ○○氏

契約金額は、消費税や分割手数料(分割払いの場合)を含む、総額を記入します。

上記日付の契約は解除します。なお、支払済の○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○年 ○月 ○日
 住所 ○○県○○市○○町○○-○○
 氏名 ○○○○

まだ全く支払をしていないときは、「支払済の○○円を返金し、」を横線で消してください。

契約書面を見て、もれがないように書きましょう。

信販会社用 (クレジット契約を結んでいる場合のみ)

クレジット契約をした場合は、販売会社あての通知と同じ内容のハガキを信販会社にも出します。

- はがきは、表・裏両面をコピーし、保管します。
- 簡易書留や特定記録郵便など、相手方にこの通知が確実に届いたことが証明できる郵送方法で送ります。
- クレジット契約をしている場合は、信販会社と販売会社へ同時に通知します。

契約解除通知

契約年月日 ○年 ○月 ○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○円
 担当者名 ○○○氏

上記日付の契約は解除します。なお、支払済の○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○年 ○月 ○日
 住所 ○○○
 氏名 ○○○

契約解除通知

契約年月日 ○年 ○月 ○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○円
 販売会社名 ○○○
 担当者名 ○○○

上記日付の契約は解除します。

○年 ○月 ○日
 住所 ○○○
 氏名 ○○○